

## 〇一関工業高等専門学校特別聴講学生規則

(令和4年7月7日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第55条の2の規定に基づき、特別聴講学生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 特別聴講学生として入学できる者は、単位互換協定等に基づき、相互に授業科目を履修することができる他の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「他大学等」という。）に在籍する学生とする。

(入学時期)

第3条 特別聴講学生の入学時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。ただし、所定の時間割以外の時間に行う授業科目の履修にあっては、この限りでない。

(入学志願の手続)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、特別聴講学生入学願書を所属の他大学等を通じて、校長に提出しなければならない。

(履修希望科目)

第5条 特別聴講学生が履修を希望できる科目は、本校が開設する授業科目の全科目を対象とする。

(入学許可及び履修決定)

第6条 特別聴講学生の入学は、教務委員会の議を経て、校長が許可する。

2 特別聴講学生の履修科目は、第4条の入学願書に基づき教務委員会において決定する。

(他の国立高等専門学校に在籍する学生)

第7条 第3条から第6条の規定にかかわらず、他の国立高等専門学校に在籍している者の入学及び履修手続きについては、「国立高等専門学校間単位互換の推進に関する要項」その他の独立行政法人国立高等専門学校機構の定めるところによる。

(検定料、入学料及び授業料)

第8条 検定料及び入学料は徴収しない。

2 授業料は、当該他大学等との間で相互に不徴収とされている場合は、徴収しない。

(単位の認定)

第9条 履修科目に係る単位の認定は、本校の学業成績評価及び学年の課程修了並びに卒業認定に関する規則及び専攻科授業科目の履修等に関する規則に基づいて行う。

(単位履修等証明書)

第10条 特別聴講学生には、願い出により履修した科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、特別聴講学生入学願書等の書式その他のこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の書式のうち相当と認められるものにあつては、情報通信技術を活用した方法により提出することができるものとし、必要な事項は別に定める。

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、学則等の学内諸規則を準用する。

附 則 (令和4年7月7日規則第4号)

この規則は、令和4年7月7日から施行する。